

2018年 4月25日

No.298

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委は3月28日、政府予算案の関連法案である地方税及び地方交付税法の一部改正案を審議しました。社民党は構造的な地方の財源不足にたいし、地方の借金を拡大する臨時財政対策債の発行を続けている点、国の推奨する政策で成果を上げた地方を優遇するような地方交付税の算定基準が引き続き導入されている点、地方税法一部改正案での給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替は、「取りやすいところから取る」安易な手法である点を看過できないために、予算案本体とともに反対しました。

地方財政の状況に対する総務省の認識は



最初に又市征治議員は、地方の財源不足に対して恒久的な財源ではなく、一時しのぎ的な財源調達を余儀なくされている状況についての総務省の認識を質しました。

黒田自治財政局長は、2018年度の地方財政の財源不足が6.2兆円に上り、地方借入金残高は2018年度末に192兆円と巨額であり、厳しい状況にあるとの認識を示しました。

又市議員は、地方の財源不足をどうするべきかの抜本策がないまま、臨財債の残高は拡大していると指摘し、地方負担分を最後まで地方交付税で措置するための担保があるのか明らかにするように求めました。

黒田局長は、まずは折半すべき財源不足を解消し、折半分の臨時財政対策債を発行しない状況を早期に実現したいと答弁するのみでした。

法定率の引き上げを

又市議員は、来年度を含めると23年間連続で地方交付税法第6条の3第2項に該当する状況、つまり地方財源の大幅な不足を総務省はしっかりと訴え、法定率の引き上げを強く要求すべきだと主張しました。

これに対し奥野副大臣は、法定率の見直しや交付税総額の安定確保について、強く主張していける体制を確保したいとの答弁にとどまりました。

国策へ誘導するような交付税の算定方法は誤りだ

最後に又市議員は、地方交付税は地方の固有財源であるのだから、地方交付税によって国の施策に自治体を誘導したり、自治体独自の施策を制限することは認められない。にもかかわらず、地域の元気創造事業費の配分が成果主義に傾斜していると批判しました。また公共サービスの民間委託のメリット、デメリットが検証されないままトップランナー方式によって奨励されていることを指摘し、総務省を追及しました。

小倉政務官は、成果を上げた団体はより多くの経費が生じており、団体の財政需要算定を正当化しました。山崎自治行政局長は、2014年にアンケートを行い、個人情報取り扱い、サービスの質に懸念を持ち、民間委託を行わない自治体があると答弁しました。

又市議員は、民間委託ありきのトップランナー方式は廃止すべきであり、この方式によって節約された予算額を地財計画に反映しないように求めました。又市議員はまた、地方税の強権的徴収によって生活に困難をきたしている事例を指摘し、行き過ぎた徴収を取りやめるように求めました。